

2021年4月5日
オリックス生命保険株式会社

令和3年島根県松江市における大規模火災により被害を受けられた皆さまへ

令和3年島根県松江市における大規模火災により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と、皆さまの安全をお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域のご契約者さまを対象に、以下のとおり特別取扱いを実施いたします。

※災害救助法適用地域につきましては、内閣府ホームページの[「災害救助法の適用状況」](#)をご参照ください。

<特別取扱いの内容>

1. 保険料の支払いが一時的に困難な方へ（保険料払込猶予期間の延長）

お申し出をいただいた場合、保険料の払込み期限を延長し、ご契約を有効に継続させていただきます。なお、払込を延長した保険料については、2021年10月31日までにお支払いいただく必要があります。

※保険料のご相談は、各種手続きに関するお問合せ窓口まで。

【ご注意ください】保険料の免除ではありません。

期日までにお支払いいただけない場合は、ご契約が効力を失う、もしくは保険料自動振替貸付適用となります。

2. 各種手続きを迅速に進めたい方へ（必要書類の一部省略）

保険金・給付金、契約者貸付金のお手続きの際、お申し出により必要書類を省略する等、簡易にお取扱いする場合がございます。

※保険金・給付金関連のご相談は、保険金・給付金に関するお問合せ窓口まで。

※契約者貸付金のご相談は、各種手続きに関するお問合せ窓口まで。

詳細につきましては、以下までお問合わせください。

以上

<お申出先・お問合せ先>

- 各種手続きに関するお問合せ窓口

0120-506-094

《受付時間》月曜 ～ 土曜 9：00－18：00（日曜・祝日・年末年始休み）

- 保険金・給付金に関するお問合せ窓口

0120-506-053

《受付時間》月曜 ～ 土曜 9：00－18：00（日曜・祝日・年末年始休み）